

ホ 退院時共同指導加算

600単位

注 イについては、病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービス（利用者の居宅を訪問して行う指定地域密着型サービス基準第177条第9号に規定する看護サービス（以下「看護サービス」という。）をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものをいう。以下同じ。）については2回）に限り、所定単位数を加算する。

ヘ 事業開始時支援加算

500単位

注 イについては、事業開始後1年未満の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定期月までの間、登録者の数が登録定員（指定地域密着型サービス基準第174条第1項に規定する登録定員をいう。以下同じ。）の100分の70に満たない指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について、平成30年3月31日までの間、1月につき所定単位数を加算する。

ト 緊急時訪問看護加算

540単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対し当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う場合（訪問看護サービスを行う場合に限り、1月につき所定単位数を加算する。

チ 特別管理加算

注 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護に特別な管理を必要とする利用者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じ、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 特別管理加算Ⅰ) 500単位
- (2) 特別管理加算Ⅱ) 250単位
- リ ターミナルケア加算 2,000単位

注 イについては、在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に訪問看護を行っている場合にあっては、1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の場所で死亡した場合を含む。）は、当該利用者の死亡月につき所定単位数を加算する。

ヌ 訪問看護体制強化加算

2,500単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、医療二次の適切な利用者への指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ル 総合マネジメント体制強化加算

1,000単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ヲ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) イを算定している場合
 - イ サービス提供体制強化加算Ⅰ)イ 640単位
 - ロ サービス提供体制強化加算Ⅰ)ロ 500単位
 - ハ サービス提供体制強化加算Ⅱ) 350単位
 - ニ サービス提供体制強化加算Ⅲ) 350単位
- (2) ロを算定している場合
 - イ サービス提供体制強化加算Ⅰ)イ 21単位
 - ロ サービス提供体制強化加算Ⅰ)ロ 16単位
 - ハ サービス提供体制強化加算Ⅱ) 12単位
 - ニ サービス提供体制強化加算Ⅲ) 12単位

ク 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ) イからラまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) イからラまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

○厚生労働省通知第171号

介護職員処遇改善加算Ⅰ)イ	介護職員処遇改善加算Ⅰ)ロ	介護職員処遇改善加算Ⅱ)イ	介護職員処遇改善加算Ⅱ)ロ	介護職員処遇改善加算Ⅲ)イ	介護職員処遇改善加算Ⅲ)ロ	介護職員処遇改善加算Ⅳ)イ	介護職員処遇改善加算Ⅳ)ロ
1,000単位	1,000単位	1,000単位	1,000単位	1,000単位	1,000単位	1,000単位	1,000単位

別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表

1 介護予防訪問介護費(1月につき)	1,168単位
イ 介護予防訪問介護費Ⅰ)	2,335単位
ロ 介護予防訪問介護費Ⅱ)	3,704単位
ハ 介護予防訪問介護費Ⅲ)	
注1 利用者に対して、指定介護予防訪問介護事業所（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定介護予防訪問介護（旧指定介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。	

4 指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問入浴介護事業所と同一建物に居住する利用者又は当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者（指定介護予防サービスマスター）が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、特別地域介護予防訪問入浴介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定介護予防サービスマスター第53条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問入浴介護費は、算定しない。

ロ サービスマスター提供体制強化加算
 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービスマスター提供体制強化加算(1)イ 36単位
- (2) サービスマスター提供体制強化加算(1)ロ 24単位

ハ 介護職員処遇改善加算
 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(1)イ及びロにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(ロ)イ及びロにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(ロ)ロにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(ロ)ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

3 介護予防訪問看護
 イ 指定介護予防訪問看護エナジーシフトの場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 310単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 463単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 814単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,117単位
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき） 302単位

ロ 病院又は診療所の場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 262単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 392単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 567単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 835単位

注1 通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。）に対して、その主治の医師の指示（指定介護予防訪問看護エナジーシフト（指定介護予防サービスマスター）第63条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護エナジーシフトをいう。以下同じ。）にあつては、主治の医師が交付した文書による指示）及び介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービスマスター第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。以下同じ。）に基づき、指定介護予防訪問看護事業所（指定介護予防サービスマスター第63条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業所をいう。以下同じ。）の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が、指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービスマスター第62条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。ただし、イ(1)又はロ(1)の単位数については、指定介護予防訪問看護を2時間行うことができる体制を整えている指定介護予防訪問看護事業所であつて、介護予防サービスマスター又は介護予防訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合に算定し、准看護師が指定介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。なお、イ(5)について理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合、1回につき100分の90に相当する単位数を算定する。

2 指定介護予防訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問看護事業所と同一建物に居住する利用者又は当該指定介護予防訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

3 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であつて、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して指定介護予防訪問看護を行ったときは、次に掲げる区分に応じ、1回につきそれぞれ単位数を所定単位数に加算する。

- イ 所要時間30分未満の場合 254単位
- ロ 所要時間30分以上の場合 402単位

5 イ(4)及びロ(4)について、指定介護予防訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。以下同じ。）に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の指定介護予防訪問看護を行った後に引き続き指定介護予防訪問看護を行う場合であつて、当該指定介護予防訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となるときは、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

ロ サービエ提供体制強化加算
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

5 介護予防居宅療養管理指導費
 イ 医師が行う場合

- (1) 介護予防居宅療養管理指導費(1)
 503単位
- (2) 同一建物居住者以外の場合
 452単位
- (3) 介護予防居宅療養管理指導費(1)
 292単位
- (4) 同一建物居住者以外の場合
 262単位

注 1 (1)及び(2)については在宅の利用者(当該利用者として同一建物に居住する他の利用者に対して指定介護予防居宅療養管理指導事業所(指定介護予防サービス基準第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。))の医師が同一日に訪問診療、往診又は指定介護予防居宅療養管理指導(指定介護予防サービス基準第87条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。))を行う場合の当該利用者(以下この注1において「同一建物居住者」という。)を除く。)であつて通院が困難なものに対して、(1)及び(2)については在宅の利用者(同一建物居住者に限る。)であつて通院が困難なものに対して、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師が、当該利用者の居室を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要の情報提供(利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。))並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、1月に2回を限度として算定する。

2 (1)については(2)を算定する場合以外の場合に、(2)については診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第50号)別表第一「医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。))の在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に対して、医師が、当該利用者の居室を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要の情報提供を行った場合に、所定単位数を算定する。

ロ 歯科医師が行う場合
 (1) 同一建物居住者以外の場合
 503単位

(2) 同一建物居住者に対して行う場合
 452単位

注 (1)については在宅の利用者(当該利用者として同一建物に居住する他の利用者に対して指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が同一日に歯科訪問診療又は指定介護予防居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者(以下この注において「同一建物居住者」という。)を除く。)であつて通院が困難なものに対して、(2)については在宅の利用者(同一建物居住者に限る。)であつて通院が困難なものに対して、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居室を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、1月に2回を限度として算定する。

- ハ 薬剤師が行う場合
 (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合
 553単位
- (2) 同一建物居住者以外の場合
 387単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合
 (1) 同一建物居住者以外の場合
 503単位

(2) 同一建物居住者に対して行う場合
 352単位

注 1 (1)及び(2)については在宅の利用者(当該利用者として同一建物に居住する他の利用者に対して指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が同一日に指定介護予防居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者(以下この注1において「同一建物居住者」という。)を除く。)であつて通院が困難なものに対して、(1)及び(2)については在宅の利用者(同一建物居住者に限る。)であつて通院が困難なものに対して、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が決定した薬学的管理指導計画)に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行き、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要の情報提供を行った場合につき、1月に2回(薬局の薬剤師にあつては、4回)を限度として算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者(同一建物居住者)を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として算定する。

2 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。

ニ 管理栄養士が行う場合
 (1) 同一建物居住者以外の場合
 533単位

(2) 同一建物居住者に対して行う場合
 452単位

注 (1)については在宅の利用者(当該利用者として同一建物に居住する他の利用者に対して指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が同一日に指定介護予防居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者(以下この注において「同一建物居住者」という。)を除く。)であつて通院又は通所が困難なものに対して、(2)については在宅の利用者(同一建物居住者に限る。)であつて通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者(同一建物居住者)を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、1月に2回を限度として算定する。

イ 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする利用者又は低栄養状態にあると医師が判断した者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、薬剤師その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ロ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行い、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

- ホ 歯科衛生士等が行う場合
 (1) 同一建物居住者以外の場合
 352単位
- (2) 同一建物居住者に対して行う場合
 302単位

注 (1)については在宅の利用者(当該利用者として同一建物に居住する他の利用者に対して当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士が同一日に指定介護予防居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者(以下この注において「同一建物居住者」という。)を除く。)であつて通院又は通所が困難なものに対して、(2)については在宅の利用者(同一建物居住者に限る。)であつて通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者(同一建物居住者)を訪問し、実地指導を行った場合に、1月に4回を限度として算定する。

イ 介護予防居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断した者（その実施に同意する者に限る。）に対して、歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者を訪問し、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔衛生状態及び摂食・嚥下機能に配慮した管理指導計画を作成していること。

ロ 利用者ごとの管理指導計画に従い療養上必要な指導として当該利用者の口腔内の清掃、有床義歯の清掃又は摂食・嚥下機能に関する実地指導を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、実地指導に係る情報提供及び指導又は助言を行い、定期的に記録していること。

ハ 利用者ごとの管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

看護職員が行う場合

(1) 同一建物居住者以外の方に対して行う場合

(2) 同一建物居住者に対して行う場合

注 1 (1)については在宅の利用者（当該利用者とは同一建物に居住する他の利用者に対して指定介護予防居宅療養管理指導事業所の看護職員が同一日に指定介護予防居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注 1 において「同一建物居住者」という。）を除く。）であつて通院が困難なものに対して、(2)については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であつて通院が困難なものに対して、医師が看護職員による介護予防居宅療養管理指導が必要であると判断し、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の看護職員が当該利用者を訪問し、療養上の相談及び支援を行い、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、要支援認定（法第33条第2項に規定する要支援認定の更新又は法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を含む。）に伴い作成された介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスという。）の提供を開始した日から起算して6月の間に2回を限度として算定する。ただし、准看護師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

2 利用者が定期的に通院している場合若しくは定期的に訪問診療を受けている場合又は利用者が介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、算定しない。

6 介護予防通所介護費（1月につき）

イ 介護予防通所介護費

(1) 要支援1

(2) 要支援2

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所（旧指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 指定介護予防通所介護事業所の介護予防通所介護従業者（旧指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する介護予防通所介護従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第

101条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する若年期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）に対して指定介護予防通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護費は、算定しない。

5 利用者が一の指定介護予防通所介護事業所において指定介護予防通所介護を受けている間は、当該指定介護予防通所介護事業所以外の指定介護予防通所介護事業所が指定介護予防通所介護を行った場合に、介護予防通所介護費は、算定しない。

6 指定介護予防通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所介護事業所と同一建物から当該指定介護予防通所介護事業所に通う者に対し、指定介護予防通所介護を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

イ 要支援1

ロ 要支援2

生活機能向上グループ活動加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定介護予防通所介護事業所の介護予防通所介護従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護計画（旧指定介護予防サービス基準第109条第2号に規定する介護予防通所介護計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

ロ 介護予防通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービス等の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が促進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動を1週につき1回以上行っていること。

運動器機能向上加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びハにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

225単位

100単位

752単位

376単位

ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスをを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防事業所であること。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に記載した栄養改善サービスを行っていること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防事業所であること。

ロ 口腔機能向上加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防事業所であること。

イ 選択的サービス複数実施加算(1)

(2) 選択的サービス複数実施加算(II)

480単位
700単位

ト 事業所評価加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の終了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防事業所が利用者に対し指定介護予防所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に依り1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)イ

(イ) 要支援1 72単位

(ロ) サービス提供体制強化加算(1)ロ

(イ) 要支援1 48単位

(ロ) 要支援2 96単位

(3) サービス提供体制強化加算(II)

(イ) 要支援1 24単位

(ロ) 要支援2 48単位

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防事業所が、利用者に対し、指定介護予防所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからチまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7 介護予防通所リハビリテーション費

イ 介護予防通所リハビリテーション費

(1) 要支援1 1,812単位

(2) 要支援2 3,715単位

注1 指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）を行った場合は、利用者の要支援状態区分に依り、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員（以下この号において「医師等」という。）の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定介護予防サービス基準第120条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を超えて、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所リハビリテーション費は、算定しない。

5 利用者が一の指定介護予防通所リハビリテーション事業所において指定介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所以外の指定介護予防通所リハビリテーション事業所が指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費は、算定しない。

6 指定介護予防通所リハビリテーション事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所と同一建物から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所に通う者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、1月につき次の単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

イ 要支援1 376単位
 ロ 要支援2 752単位
 口 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びホにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1名以上配置していること。
 ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士若しくは看護職員が運動器機能向上サービスを行っていると、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
 ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所リハビリテーション事業所であること。

ハ 栄養改善加算 150単位
 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びホにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていることにも、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
 ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所リハビリテーション事業所であること。

ニ 口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びホにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
 ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、医師、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い医師、医師若しくは歯科医師の指示を受けた言語聴覚士若しくは看護職員又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔機能向上サービスをを行っていることにも、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
 ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所リハビリテーション事業所であること。

ホ 選択的サービス複数実施加算
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 選択的サービス複数実施加算(I) 480単位
 (2) 選択的サービス複数実施加算(II) 700単位
 ハ 事業所評価加算 120単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護
予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーション
を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて1月につき
次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に
おいては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(ト)イ
 - イ 要支援1 72単位
 - ロ 要支援2 144単位
- (2) サービス提供体制強化加算(ト)ロ
 - イ 要支援1 48単位
 - ロ 要支援2 96単位
- (3) サービス提供体制強化加算(ト)ハ
 - イ 要支援1 24単位
 - ロ 要支援2 48単位

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているもの
として都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、
指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30
年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいすれ
かの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(チ)イからトまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単
位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(チ)イからトまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単
位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(チ)ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(チ)ニにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

8 介護予防短期入所生活介護費

- イ 介護予防短期入所生活介護費
 - (1) 単独型介護予防短期入所生活介護費
 - イ 単独型介護予防短期入所生活介護費(1) 461単位
 - ロ 要支援1 572単位
 - ハ 要支援2 495単位
 - (2) 併設型介護予防短期入所生活介護費
 - イ 併設型介護予防短期入所生活介護費(1) 615単位
 - ロ 併設型介護予防短期入所生活介護費(2) 433単位
- ロ ユニツト型介護予防短期入所生活介護費
 - (1) 単独型ユニツト型介護予防短期入所生活介護費(1) 539単位
 - イ 単独型ユニツト型介護予防短期入所生活介護費(1) 655単位
 - ロ 要支援1 473単位
 - ハ 要支援2 581単位

(ウ) 単独型ユニツト型介護予防短期入所生活介護費(ウ)

- イ 要支援1 539単位
- ロ 要支援2 655単位

(2) 併設型ユニツト型介護予防短期入所生活介護費

- イ 併設型ユニツト型介護予防短期入所生活介護費(1)
 - イ 要支援1 508単位
 - ロ 要支援2 631単位
- ロ 併設型ユニツト型介護予防短期入所生活介護費(2)
 - イ 要支援1 508単位
 - ロ 要支援2 631単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行
う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防防
短期入所生活介護事業所(指定介護予防サービス基準第129条第1項に規定する指定介護予防防
短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。)(同条第2項の規定を受けるもの及び同
条第4項に規定する併設事業所を含む。)において、指定介護予防短期入所生活介護(指定介
護予防サービス基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)
を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区
分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当
該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に
相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に
厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定
する。

2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単
位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護
職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下この注3において「理学療法士等」と
いう。)を1名以上配置しているもの(利用者の数(指定介護予防サービス基準第129条第2
項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併
設事業所である指定介護予防短期入所生活介護事業所)については、利用者の数及び同条第2
項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定介護予防サービス基準第132条第4項
に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注3において同じ。))が
100を超える指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務
に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能
訓練指導員として常勤換算方法(指定介護予防サービス基準第2条第7号に規定する常勤換
算方法をいう。介護予防特定施設入居者生活介護費の注2において同じ。)で利用者の数を
100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入
所生活介護事業所について、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介
護予防短期入所生活介護の利用者に対し、機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練
加算として、1日につき56単位を所定単位数に加算する。

5 医師が、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が
認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用
することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、
利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算
する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対し指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

8 次のいずれかに該当する者に対して、単独型介護予防短期入所生活介護費又は併設型介護予防短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)又は併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅲ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

9 指定介護予防サービスマニヤ第29条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出については、指定施設サービスマニヤ等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービスマニヤ等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービスマニヤ等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスマニヤに係る届出があったときは、注3の規定による届出があったものとみなす。

10 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所生活介護を受けている場合において、30日を超える日以降に受けつけた指定介護予防短期入所生活介護については、介護予防短期入所生活介護費は、算定しない。

ハ 療養食加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食費の提供を行う指定介護予防短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食費の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食費の提供が行われていること。

ハ 食費の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われていること。

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位
- (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

- (1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
 - (イ) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
 - a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 576単位
 - ii 要支援2 716単位
 - b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)
 - i 要支援1 613単位
 - ii 要支援2 753単位
 - c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)
 - i 要支援1 608単位
 - ii 要支援2 762単位
 - d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)
 - i 要支援1 652単位
 - ii 要支援2 807単位

- (2) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)
 - a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 582単位
 - ii 要支援2 723単位
 - b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 582単位
 - ii 要支援2 723単位

- (3) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)
 - a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 619単位
 - ii 要支援2 774単位
 - b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 619単位
 - ii 要支援2 774単位

- (4) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)
 - a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 619単位
 - ii 要支援2 774単位
 - b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 619単位
 - ii 要支援2 774単位

- (5) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)
 - a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 582単位
 - ii 要支援2 723単位
 - b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 582単位
 - ii 要支援2 723単位

- (6) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)
 - a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 619単位
 - ii 要支援2 774単位
 - b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 619単位
 - ii 要支援2 774単位

- (7) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅶ)
 - a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 582単位
 - ii 要支援2 723単位
 - b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 582単位
 - ii 要支援2 723単位

- (8) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅷ)
 - a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 619単位
 - ii 要支援2 774単位
 - b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 619単位
 - ii 要支援2 774単位

d	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	619単位
i	要支援1	774単位
ii	要支援2	
(2)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	618単位
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	775単位
i	要支援1	660単位
ii	要支援2	817単位
c	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	618単位
i	要支援1	775単位
ii	要支援2	
d	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)	660単位
i	要支援1	817単位
ii	要支援2	
(二)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	649単位
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	806単位
i	要支援1	649単位
ii	要支援2	806単位
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	649単位
i	要支援1	806単位
ii	要支援2	
c	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	649単位
i	要支援1	806単位
ii	要支援2	
d	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	649単位
i	要支援1	806単位
ii	要支援2	
(三)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	649単位
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	806単位
i	要支援1	649単位
ii	要支援2	806単位
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	649単位
i	要支援1	806単位
ii	要支援2	
c	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	649単位
i	要支援1	806単位
ii	要支援2	
d	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	649単位
i	要支援1	806単位
ii	要支援2	

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の数に規定する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所(指定介護予防サービス基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス基準第188条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に拠る区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、夜勤職員配置加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算する。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。

5 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

8 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)若しくは(ⅲ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者が

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

9 指定施設サービス等介護給付費単位数の規定により、注1の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

10 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

11 (1)(2)及び(3)並びに(4)(5)及び(6)について、利用者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

12 (1)(2)及び(3)並びに(4)(5)及び(6)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、療養体制維持特別加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

(3) 療養食加算 22単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(4) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理(1日につき) 511単位

注1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

(2) 特定治療

注 医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

(5) サービスマニエール加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に准い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの場合に、当該基準に適合している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービスマニエール加算(1)イ 18単位

(2) サービスマニエール加算(1)ロ 12単位

(3) サービスマニエール加算(1)ハ 6単位

(4) サービスマニエール加算(1)ニ 6単位

(6) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に准い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの場合に、次に掲げる場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(4) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(4) (2)により算定した単位数の90に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(4) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)

i 要支援1 523単位

ii 要支援2 657単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)

i 要支援1 551単位

ii 要支援2 685単位

c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)

i 要支援1 541単位

ii 要支援2 675単位

d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)

i 要支援1 579単位

ii 要支援2 734単位

e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)

i 要支援1 612単位

ii 要支援2 767単位

f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)

i 要支援1 600単位

ii 要支援2 755単位

(2) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)

i 要支援1 492単位

ii 要支援2 617単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)

i 要支援1 507単位

ii 要支援2 632単位

c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)

i 要支援1 550単位

ii 要支援2 696単位

d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)

i 要支援1 568単位

ii 要支援2 714単位

(3) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)

i 要支援1 476単位

ii 要支援2 594単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)

i 要支援1 534単位

ii 要支援2 674単位

10 指定施設サービスマン等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービスマン(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービスマン)をいふ。以下同じ。)に係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があったものとみなす。

11 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 療養食加算

23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(7) サービスマン提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービスマン提供体制強化加算(1)イ 18単位
- ロ サービスマン提供体制強化加算(1)ロ 12単位
- ハ サービスマン提供体制強化加算(1)ハ 6単位
- ニ サービスマン提供体制強化加算(1)ニ 6単位

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 介護職員処遇改善加算(1)イから(7)イまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- ロ 介護職員処遇改善加算(1)ロから(7)ロまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- ハ 介護職員処遇改善加算(1)ハから(7)ハまでにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ニ 介護職員処遇改善加算(1)ニにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

イ 診療所介護予防短期入所療養介護費(1)

診療所介護予防短期入所療養介護費(1)

- a 要支援1 507単位
- ii 要支援2 637単位

b 診療所介護予防短期入所療養介護費(2)

- i 要支援1 534単位
- ii 要支援2 664単位

c 診療所介護予防短期入所療養介護費(3)

- i 要支援1 525単位
- ii 要支援2 655単位

d 診療所介護予防短期入所療養介護費(4)

- i 要支援1 564単位
- ii 要支援2 715単位

e 診療所介護予防短期入所療養介護費(5)

- i 要支援1 596単位
- ii 要支援2 747単位

f 診療所介護予防短期入所療養介護費(6)

- i 要支援1 585単位
- ii 要支援2 736単位

ロ 診療所介護予防短期入所療養介護費(4)

- a 診療所介護予防短期入所療養介護費(1) i 要支援1 451単位
- ii 要支援2 563単位

b 診療所介護予防短期入所療養介護費(2)

- i 要支援1 514単位
- ii 要支援2 649単位

ハ ユニツト型診療所介護予防短期入所療養介護費(1)

- イ ユニツト型診療所介護予防短期入所療養介護費(1) i 要支援1 589単位
- ii 要支援2 742単位

ロ ユニツト型診療所介護予防短期入所療養介護費(2)

- a 要支援1 616単位
- b 要支援2 769単位

ハ ユニツト型診療所介護予防短期入所療養介護費(3)

- a 要支援1 607単位
- b 要支援2 760単位

ニ ユニツト型診療所介護予防短期入所療養介護費(4)

- a 要支援1 589単位
- b 要支援2 742単位

ロ ユニツト型診療所介護予防短期入所療養介護費(5)

- a 要支援1 616単位
- b 要支援2 769単位

ハ ユニツト型診療所介護予防短期入所療養介護費(6)

- a 要支援1 607単位
- b 要支援2 760単位

(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(四)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	716単位
ii 要支援 2	876単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	773単位
ii 要支援 2	955単位
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	656単位
ii 要支援 2	817単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	763単位
ii 要支援 2	918単位
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援 1	564単位
b 要支援 2	725単位
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援 1	622単位
b 要支援 2	804単位
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	939単位
ii 要支援 2	1,095単位
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	939単位
ii 要支援 2	1,095単位
(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	832単位
ii 要支援 2	1,024単位
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	832単位
ii 要支援 2	1,024単位

3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

4 次のいずれかに該当する者に対しして、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(VI)を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(VI)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(VI)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用が必要であると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況を重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5 指定施設サービス等介護給付費単位数の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

6 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 療養食加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5) 特定診療費

注 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位

(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位

(三) サービス提供体制強化加算(II) 6単位

(四) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(1) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(4) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(4) (二)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(4) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

- イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)
 - (1) 要支援1 179単位
 - (2) 要支援2 308単位
- ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1月につき)
 - 注 1 指定介護予防特定施設 (指定介護予防サービス基準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)において、イについては指定介護予防特定施設入居者生活介護 (同項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者 (以下この号において「利用者」という。)の要支援状態区分に依りて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、ロについては指定介護予防サービス基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設 (指定介護予防サービス基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要支援状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師 (以下この注2において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの (利用者の数が100を超える指定介護予防特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として、都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位数を所定単位数に加算する。
- 3 イについて、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関 (指定介護予防サービス基準第242条第1項に規定する協力医療機関をいう。)又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合は、医療機関連携加算として、1月につき80単位数を所定単位数に加算する。

ハ 認知症専門ケア加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 認知症専門ケア加算(1) 3単位
- (2) 認知症専門ケア加算(2) 4単位
- (3) 認知症専門ケア加算(3) 6単位
- (4) 認知症専門ケア加算(4) 6単位

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(1) イからニまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(4) イからニまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(4) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(4) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

11 介護予防福祉用具貸与費 (1月につき)

注 1 搬出入に要する費用は、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、指定介護予防福祉用具貸与事業者 (指定介護予防サービス基準第266条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。)の通常の事業の実施地域 (指定介護予防サービス基準第270条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。)において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費 (当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定介護予防福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したものをいう。以下同じ。)に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防福祉用具貸与事業所の場合であつて、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の通常の事業の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の通常の事業の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

4 要支援者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種類(平成17年厚生省告示第83号)第1項に規定する車いす、同告示第2項に規定する車いす付履物、同告示第3項に規定する特殊寝台、同告示第4項に規定する特殊寝台付履物、同告示第5項に規定する床ずれ防止用具、同告示第6項に規定する体位変換器、同告示第10項に規定する認知症老人徘徊感知機器、同告示第12項に規定する移動用リフト及び同告示第13項に規定する自動排処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)に係る指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、指定介護予防福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合は、この限りでない。

5 介護予防特定施設入居者生活介護費(介護予防短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)又は介護予防認知症対応型共同生活介護費(介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)を算定しない。

○厚生労働省告示第七十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十二号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表多床室の項中「三百二十円」を「三百七十円」に改める。

表備考一及び二中「ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費」を「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」に、「ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費」を「ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」に改め、同表備考三中「地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)若しくは経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)」に改め、同表備考五中「地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)」を「経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)」に改め、同表備考六中「経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)」を「経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅲ)」に改め、「介護福祉施設サービス費(Ⅳ)及び、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅳ)」を削る。

○厚生労働省告示第七十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第二項第二号及び第六十一条の三第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十四号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表の一の項及び二の項中「三百二十円」を「三百七十円」に改める。

○厚生労働省告示第八十号

介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第五項第二号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表多床室の項中「三百二十円」を「三百七十円」に改める。

表備考一及び二中「ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費」を「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」に、「ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費」を「ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」に改め、同表備考三中「地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)若しくは経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)」に改め、同表備考四中「経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)」を「経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)」に改め、同表備考五中「経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)」を「経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅲ)」に改め、「介護福祉施設サービス費(Ⅳ)及び、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅳ)」を削る。

○国土交通省告示第四百五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

縦覧に供する。

路線名	東関東自動車道水戸線	区	間	変更前	敷地の幅員	延	長
				後別			
				前	最大	(メートル)	
				後	最小	二二六	
					最大	二三八	
					最小	四一五	
					最大	二二六	
					最小	三三三	
							七八八

成田市十倉三丁目宿舎第一一五番七から同市吉岡字来光台一七五番一まで